

第4回  
民事判決情報データベース化検討会  
事務局作成資料  
(令和5年1月30日)

# これまでの会議の経過と本日の会議の目標

## ○ これまでの会議の経過

第1回：資料（民事判決情報データベース化に当たって検討すべき事項の例）に基づき、フリーディスカッション

第2回：有識者ヒアリング（民事判決情報の利活用の可能性等）

第3回：有識者ヒアリング・海外調査の報告

## ○ 本日の会議の目標

- ・ 第1回から第3回までの議論・有識者ヒアリングの結果を確認しつつ、検討を進めるに当たって念頭に置くべきスキームについて共通認識を形成する。
- ・ 制度化に向けた検討を進める前提として、民事判決情報の利活用の過程で生じ得るリスクを洗い出す。
- ・ 上記リスクを踏まえて、制度設計上の論点の洗い出しをする。

# 資料の概要

- 第1 民事判決情報のデータベース化のニーズ・意義
  - 1 民事判決情報の重要性
  - 2 新たな利活用の可能性
  - 3 民事判決情報の利活用の促進に向けた環境整備の在り方
- 第2 適正な利活用の促進に向けたデータベースの在り方
  - 1 念頭に置くスキーム
  - 2 想定されるリスクの洗い出し
  - 3 制度の全体像
- 第3 制度整備の在り方
  - 1 法整備の必要性
  - 2 設けるべき規律の内容

参考：第1回検討会資料2（検討すべき事項の例）第1～第3

# 第1 民事判決情報データベース化のニーズ・意義

- 1 民事判決情報の重要性（これまでの議論の確認）
- 2 新たな利活用の可能性
  - (1) これまでの議論の確認
  - (2) これまでの議論のまとめ
- 3 民事判決情報の利活用の促進に向けた環境整備の在り方
  - (1) これまでの議論のまとめ
  - (2) オープン化の視点から見た検討課題
  - (3) データベース化の視点から見た検討課題

# 第1 民事判決情報のデータベース化のニーズ・意義

## 1 民事判決情報の重要性（これまでの議論の確認）

- これまで、民事判決情報の提供には、
  - ・ 国民に対する司法の透明性向上
  - ・ 国民に対する行動規範・紛争解決指針の提示といった意義があることが指摘されてきた。

- 本検討会の議論においては、
  - ・ 我が国の対外的信用の向上につながる
  - ・ ビジネス基盤の整備・市民生活の安定や発展に資する

といった可能性が指摘されたほか、更に進んで**より多くの民事判決情報を国民が利用しやすい形で提供**することは、裁判の公開を充実することにつながり、

- ・ 司法に対する国民の理解の増進とその信頼の向上に資する
- ・ 司法のより適正な運用につながる

といった可能性も指摘された。

# 第1 民事判決情報のデータベース化のニーズ・意義

## 2 新たな利活用の可能性

### (1) これまでの議論の確認

- デジタル化の進展に伴いデータ利活用の機運が高まっているところ、令和4年法律第48号による民事訴訟法の改正により、判決書についても、電磁的記録をもって作成されることになり、民事判決情報を一層利活用しやすい環境が整いつつある。
- 本検討会においては、民事判決情報全般が国民に提供されることにより、
  - ・ 個別の判決の内容のみならず、[裁判例の傾向分析](#)ができるようになる
  - ・ 機械学習の素材として、より高品質な法的サービスの提供をサポートする[AIの研究・開発基盤整備](#)に資するほか、[法律分野以外においても同様の基盤整備](#)に資する
  - ・ より[精緻な統計的分析](#)が可能となり、司法政策の形成に資する
  - ・ 大学、法科大学院等における[法学教育の充実](#)に資するといった可能性が指摘された。

# 第1 民事判決情報のデータベース化のニーズ・意義

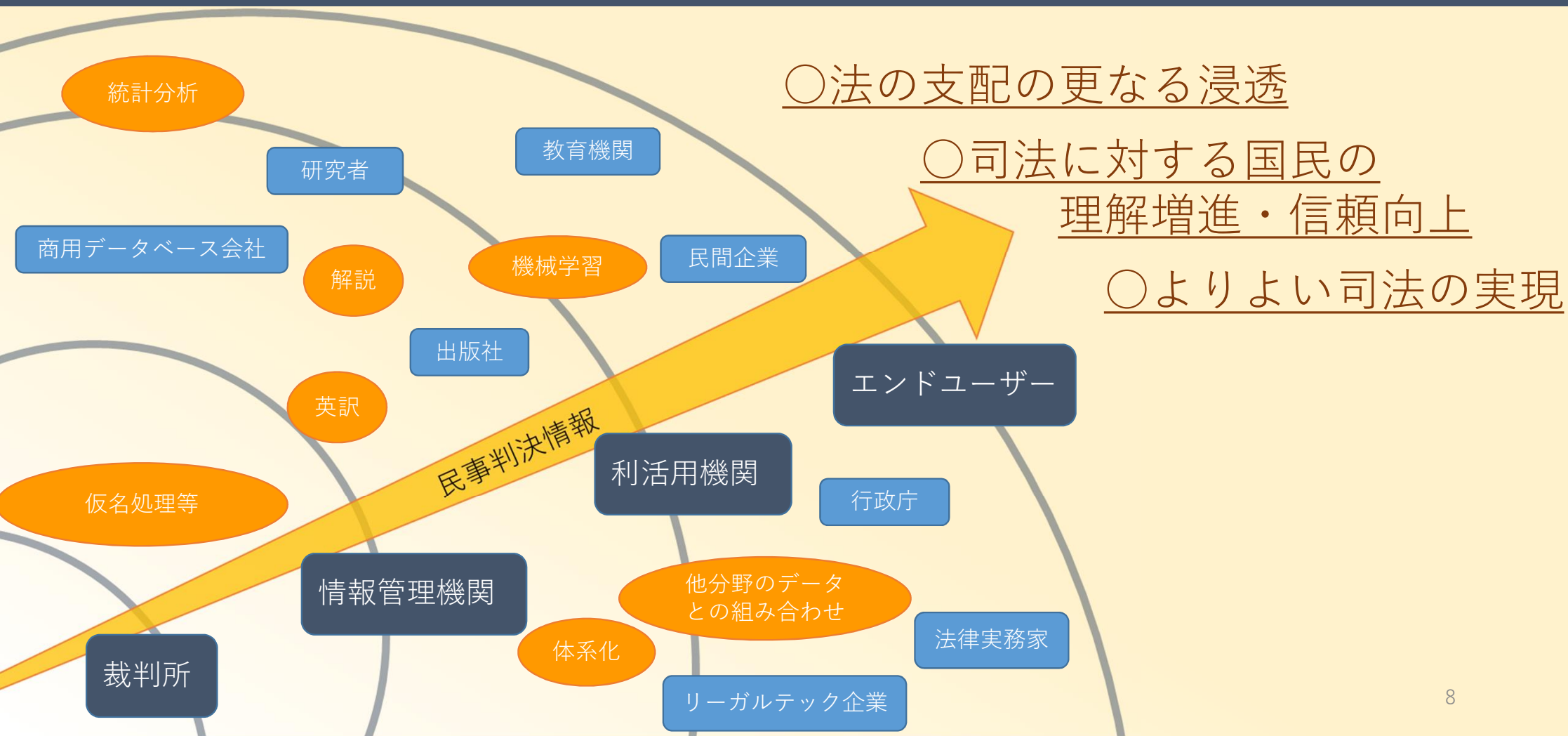
## 2 新たな利活用の可能性

### (2) これまでの議論のまとめ

**論点1** 民事判決情報を国民に提供することの重要性は従来から指摘されてきたところ、本検討会における議論を踏まえると、デジタル化の進展等に伴い、その重要性は更に高まっているから、デジタル社会にふさわしい適切な提供の仕組みを設けるなどして、利活用を促進するための環境整備・基盤整備を行う必要があると考えられるが、どうか。

# 第1 民事判決情報のデータベース化のニーズ・意義

## イメージ図





# 第1 民事判決情報のデータベース化のニーズ・意義

## 3 民事判決情報の利活用の促進に向けた環境整備の在り方

### (1) これまでの議論の確認

- 我が国におけるデジタル化の進展を踏まえると、民事判決情報の提供の在り方については、単にその提供数を増やすだけではなく、提供後の利活用の在り方を見据えた提供の仕組みを検討するべきである。
- データは、組み合わせたり編集したりすることによって価値が発揮されるから、データ形式による編集のしにくさや利用条件などの制約がなく、自由に使用・編集・共有できるオープンなデータを整備する必要がある。
- 利活用に適するデータを提供するという観点からは、提供時に一定のタグ付けを行うなど、利活用しやすい形に加工されているデータが望ましい。
- 他方で、データの提供元に加工を求めると、その負担がデータ提供のあい路になる可能性がある。

# 第1 民事判決情報のデータベース化のニーズ・意義

## 3 民事判決情報の利活用の促進に向けた環境整備の在り方

### (1) これまでの議論の確認

- 現在、商用データベース事業者等がそれぞれの負担で実施している民事判決情報の電子データ化や仮名処理の作業については、これを集約して実施する機関があれば、社会全体として効率化を図ることができるとともに、データの品質確保にも資する。
- 以上を踏まえると、民事判決情報の利活用の促進に向けた適切な提供の仕組みを構築する上で、オープン化の視点とデータベース化の視点とが重要な視点となると考えられ、これらの視点に基づき適切に論点整理をした上で、検討を進めるべきである。

# 第1 民事判決情報のデータベース化のニーズ・意義

## 3 民事判決情報の利活用の促進に向けた環境整備の在り方

### (2) オープン化の視点から見た検討課題

**論点2** 現行制度下においても、訴訟記録の閲覧等の制度や裁判所からの便宜供与等を活用することで、民事判決情報にアクセスすることは可能であるものの、利活用のためには、その目的に応じて、仮名処理や関連情報の付加など一定の加工をしてデータ化する必要がある。他面において、こうした加工には一定の費用がかかり、利活用をする者がそれぞれにこれを負担することは、社会的にみて非効率的であるだけでなく、品質確保の点からも問題であると考えられる。そこで、民事判決情報の提供に当たっては、特定の機関による統一的な加工がされたデータを提供するのが適当であると考えられるが、どうか。

# 第1 民事判決情報のデータベース化のニーズ・意義

## 3 民事判決情報の利活用の促進に向けた環境整備の在り方

### (3) データベース化の視点から見た検討課題

**論点3** 民事判決情報の提供の在り方としては、裁判例の傾向分析や統計的な分析といった利活用のされ方等を視野に入れると、集約された全民事判決情報にアクセスできる方が望ましく、また、仮名処理等の加工を行う場合も統一的な基準の下で一元的に実施することが適当であると考えられることから、各地の裁判所で言い渡される民事判決を集約し、基幹となるデータベースを構築することが望ましいと考えられるが、どうか。

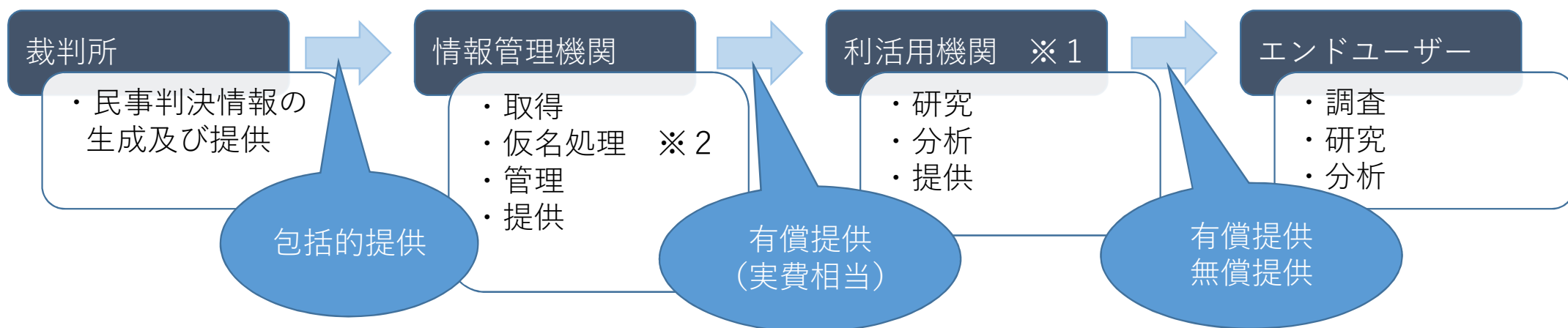
## 第2 適正な利活用の促進に向けたデータベースの在り方

- 1 念頭に置くスキーム
- 2 想定されるリスクの洗い出し
- 3 制度の全体像

## 第2 適正な利活用に向けたデータベースの在り方

### 1 念頭に置くスキーム

**論点4** 日弁連法務研究財団のPT（財団PT）においては、民事判決情報の仮名処理を一定の機関に集約して実施してこれを管理するというスキーム（本件スキーム）が示された。多様な利活用の可能性を見据えた民事判決情報データベースの在り方として、本件スキームを念頭に検討を進めることが相当と考えられるが、どうか。



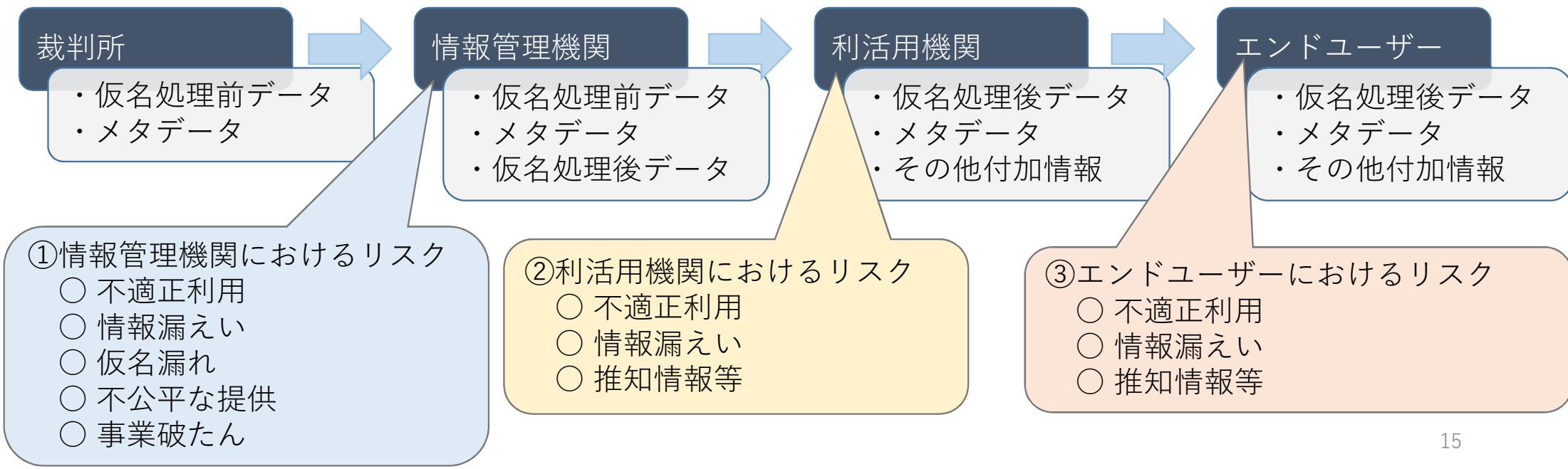
※1 基幹データベースの利活用者は、主に商用データベース事業者等が想定されることから、ここでは仮に「機関」としているが、研究者等の「個人」を排除するものではない。当該事業者等によって高付加価値化されたサービスを利用するか、基幹データベースに直接アクセスするかは、利用目的に応じて国民の選択に委ねられるものと考えられる。いずれにしても、その範囲は今後の検討課題である。

※2 情報管理機関が取得する情報の在り方については、別論も考え得るのではないかと指摘もあったが、この点については、想定されるリスクとの関係を踏まえつつ、おって検討するのが適切であると考えられる。

# 第2 適正な利活用に向けたデータベースの在り方

## 2 想定されるリスクの洗い出し

**論点5** 制度設計に当たっては、民事判決情報が生成され、情報管理機関にわたり、広く利活用されるという過程全体の中で生じるリスクを把握した上で、どの時点でどのように介入すべきかを検討することが必要になると考えられる。本件スキームを念頭に置いたときに、民事判決情報の生成から利活用までの過程で、どのようなリスクが生じると考えられるか。



# 第2 適正な利活用に向けたデータベースの在り方

## 3 制度の全体像

	リスク		対応の主体・規律の対象		
			情報管理機関	利活用機関	エンドユーザー
①	不適正利用	対応方法	・・・に対する不適正利用の禁止		
	情報漏えい		・・・がセキュリティ体制の確保		
	仮名漏れ		・・・が適切な体制確保	・・・に対する不適正利用の禁止	・・・に対する不適正利用の禁止
	不公平な提供		・・・が公平な提供を実施		
	事業破たん		・・・が適切な財政基盤の確保 ・・・に対する事業承継の許容		
②	不適正利用	対応方法	・・・が利活用機関の体制審査	・・・に対する不適正利用の禁止	
	情報漏えい		・・・が利活用機関の体制審査	・・・がセキュリティ体制の確保	
	推知情報等		・・・が事後的是正 ・・・が利活用機関に応じて提供		
③	不適正利用	対応方法	・・・が利活用機関の利用目的審査	・・・が契約等による防止	・・・に対する不適正利用の禁止
	情報漏えい		・・・が利活用機関の提供方法審査	・・・が契約等による防止	・・・がセキュリティ体制の確保
	推知情報等		・・・が事後的是正		



## 第3 制度整備の在り方（法整備の必要性等）

### 1 法整備の必要性

- 財団PTにおける議論の状況

### 2 設けるべき規律の内容

- (1) 情報管理機関の適格性
- (2) 利活用機関におけるプライバシーリスクへの対応
- (3) エンドユーザーにおけるプライバシーリスクへの対応

## 第3 制度整備の在り方（法整備の必要性等）

### 1 法整備の必要性

#### ○ 財団PTにおける議論の状況

- ・ 本件スキームの下では、裁判所から提供される民事判決情報の数は膨大な数に上り、利活用の目的も多様なものとなることが予想されるほか、個々の民事判決情報の提供の可否等についての裁判所の個別具体的な判断を経ることなく包括提供を受けることが可能になることから、これに代わる適正性確保のための方策として、裁判所から情報管理機関に対する民事判決情報の提供プロセスについて法整備をする必要がある。
- ・ 本件スキームの下では、情報管理機関には、公益的な事業の担い手として、個人情報を含む膨大な量の民事判決情報を取得すること、訴訟関係人の権利利益との適切な調整を図りながらこれをデータベース化すること、適切な情報セキュリティ体制の下で厳格にこれを管理すること、提供先となる利活用機関の情報管理体制等を考慮しながら公平に提供を行うことなどが求められ、実費以上の収益を上げることは想定されていない。こうしたことから、情報管理機関に一定の適格性を求め、これを法的に担保すべきである。

## 第3 制度整備の在り方（法整備の必要性等）

### 2 設けるべき規律の内容

#### (1) 情報管理機関の適格性

**論点6** 適格性のない者が情報管理機関となることにより、仮名処理前後の情報につき、不適正利用や漏洩のリスク、仮名漏れのリスク、不公平な提供が行われるリスク、事業破たんのリスクなどが想定され得る。そこで、裁判所から民事判決情報の包括的提供を受けられる者を一定の適格性が担保された情報管理機関に限定し、民事判決情報の提供プロセスについて法整備をする必要があると考えられるが、どうか。

**論点7** 情報管理機関の適格性を担保するための方策として、一定の要件を法定し、その要件を備える者を情報管理機関として指定するなどといった規律を設けることが考えられるが、どうか。また、規律を具体化するに当たってどのような点に留意する必要があるか。

**論点8** 情報管理機関には、仮名処理における訴訟関係人の権利利益と公益の適切な調整、民事判決情報の適切な管理、利活用機関への公正かつ適切な提供、適切な事後的是正手段の確保が求められると考えられるが、そのほかに適格性を担保するために求められる事項はあるか。

## 第3 制度整備の在り方（法整備の必要性等）

### 2 設けるべき規律の内容

#### (2) 利活用機関におけるプライバシーリスクへの対応

**論点9** 情報管理機関から利活用機関に提供される民事判決情報は、基本的には適切な仮名処理が行われたものであると考えられるが、不適正な利用や情報漏えいにより訴訟関係人の権利利益が害されるリスクは否定し切れないようにも思われる。財団PTにおいては、情報管理機関が民事判決情報を利活用機関に提供する契約が適正な内容となるよう、必要な規律を設け、利活用機関には契約内容を遵守させるなどといった方法により、利活用の適正化を図るべきであるとの方向性が示されたが、利活用の適正化を図るためには、どのような規律を設けることが考えられるか。

## 第3 制度整備の在り方（法整備の必要性等）

### 2 設けるべき規律の内容

#### (3) エンドユーザーにおけるプライバシーリスクへの対応

**論点10** 利活用機関からエンドユーザーに提供される民事判決情報は、基本的には適切な仮名処理が行われたものであると考えられるが、不適正な利用や情報漏えいにより訴訟関係人の権利利益が害されるリスクは否定し切れないようにも思われる。このようなリスクの低減を図るための措置が必要であるとも考えられるが、どのように考えるべきか。